

## 「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	介護保険利用者負担額減額・免除申請 (特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置)	
根拠条例等・条項	介護保険法施行法第13条 平成17年厚生労働省告示第409号 堺市介護保険施行規則第66条	
所 管 課	各区役所	地域福祉 課
審 査 基 準	<p>要介護旧措置入所者は、特定入所者介護サービス費の支給を受けるため利用者負担額の減額又は免除の認定を受けようとするときは、「堺市介護保険利用者負担額減額・免除申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）」により、申請しなければならない。</p> <p>堺市長は、上記の規定による申請の結果を「堺市介護保険負担限度額認定、利用者負担額減額・免除認定決定通知書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）」により申請者に通知し、申請を承認したときは、その申請者に「堺市介護保険利用者負担額減額・免除認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）」を交付する。</p> <p>対象者は、平成12年4月1日に特別養護老人ホームに入所されていた方で、平成12年3月時点での費用徴収額を上回らないように所得状況に応じて、利用料が減額又は免除される。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	10日（新規認定の場合） 60日（更新認定の場合）
	標準処理期間を設定できない理由	